



2022年5月13日

各位

会社名 南総通運株式会社
代表者名 代表取締役社長 今井 利彦
(コード番号9034 東証スタンダード)
問合せ先 管理部長 入江 純一
(TEL 0475-54-3581)

中間配当制度の導入及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、中間配当制度の導入及び定款の一部変更を2022年6月29日開催予定の第113期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 中間配当制度の導入

(1) 中間配当制度導入の目的

株主の皆様への利益還元を図るため、期末配当に加え、中間配当制度を導入するものであります。

(2) 中間配当基準日

毎年9月30日

なお、中間配当制度の導入につきましては、2022年6月29日開催予定の第113期定時株主総会において定款変更議案が承認可決されることを条件といたします。

2. 定款一部変更

(1) 変更の理由

① 事業目的の記載の変更

今後の事業領域の拡大に向けて、不動産事業と警備事業のワンストップサービスのより一層の充実、また顧客ニーズの多様化に対応するため、不動産管理業務を追加するものであります。

② 中間配当制度の規定新設

株主の皆様への利益還元を図るため、取締役会の決議により中間配当を行うことができる規定を新設するものであります。

③ 株主総会資料の電子提供制度の導入

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、変更を行うとともに、不要となる株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第14条)を削除するものであります。

(2) 変更の内容

変更内容は別紙のとおりであります。

(3) 変更期日

| | |
|-----------------|-----------------|
| 定款変更のための株主総会開催日 | 2022年6月29日(水曜日) |
| 定款変更の効力発生日 | 2022年6月29日(水曜日) |

以上

(別紙)

(下線部は変更箇所を示します。)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|--|
| <p>(目的)</p> <p>第2条</p> <p>当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 鉄道利用運送事業</p> <p>(中略)</p> <p>7. <u>不動産取引及び不動産賃貸業</u></p> <p>(以下略)</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示みなし提供)</u></p> <p>第14条</p> <p><u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p><新設></p> | <p>(目的)</p> <p>第2条</p> <p>当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 鉄道利用運送事業</p> <p>(中略)</p> <p>7. <u>不動産取引、不動産賃貸及び不動産管理業</u></p> <p>(以下略)</p> <p><削除></p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第14条</p> <p><u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> |

| | |
|--|---|
| <p>(剰余金の配当)</p> <p>第48条</p> <p><u>剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に支払う。</u></p> <p><新設></p> | <p>(剰余金の配当)</p> <p>第48条</p> <p><u>株主総会の決議により、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。</u></p> <p><u>2 取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</u></p> |
| <p>(剰余金の配当金の除斥期間)</p> <p>第49条</p> <p><u>剰余金の配当金は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。</u></p> <p><新設></p> | <p>(剰余金の配当金の除斥期間)</p> <p>第49条</p> <p><u>期末配当金および中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。</u></p> <p><u>2. 未払配当金には利息を支払わない。</u></p> |
| <p><新設></p> | <p><u>附則</u></p> <p><u>(電子提供措置等に関する経過措置)</u></p> <p><u>現行定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更案第14条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、2023年2月末までの日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第14条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3 本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p> |